

川崎市高津区選挙管理委員会告示第21号

令和7年7月20日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における川崎市高津区役所5階会議室の期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により、次のとおり閉鎖します。

令和7年7月18日

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 大 滝 幸 三

期日前投票所を閉鎖する期間

令和7年7月17日 17時07分から当面の間